

独立行政法人農業環境技術研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成15年度年間報酬等の総額			
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	
理事長	千円 15,653	千円 10,949	千円 4,375	千円 329 (調整手当)
理事 (1人)	千円 13,667	千円 9,466	千円 3,781	千円 284 (調整手当) 136 (通勤手当)
監事 (1人)	千円 11,245	千円 7,688	千円 3,070	千円 231 (調整手当) 256 (通勤手当)
監事 (非常勤) (1人)	千円 554	千円 554	千円 0	千円 0 ()

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員の退職手当の支給状況(平成15年度中の退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		摘要
理事長	千円	年	月	該当者なし
理事	千円	年	月	該当者なし
監事	千円	年	月	該当者なし

職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成15年度の年間給与額(平均)		
			総額	うち 所定内	うち 賞与
常勤職員	166人	42.8歳	8,103千円	5,972千円	2,131千円
事務・技術	30人	38.0歳	5,506千円	4,028千円	1,478千円
研究	123人	44.0歳	9,032千円	6,663千円	2,369千円
技術専門	13人	42.6歳	5,300千円	3,915千円	1,385千円

注:「技術専門」とは、試験圃場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

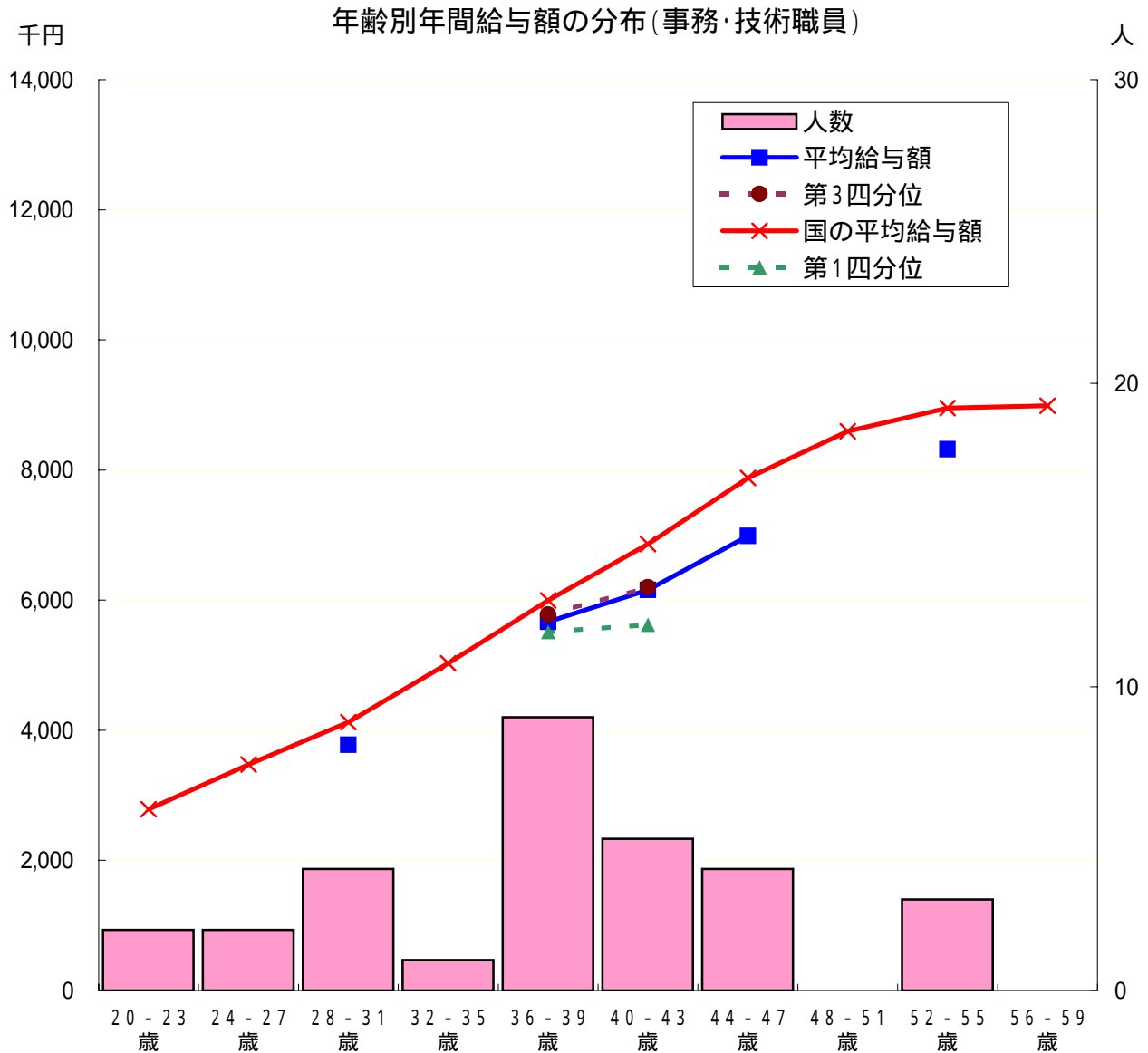
在外職員	該当者なし				
------	-------	--	--	--	--

任期付職員	3人	33.5歳	5,930千円	4,686千円	1,244千円
事務・技術	0人				
研究	3人	33.5歳	5,930千円	4,686千円	1,244千円

再任用職員	該当者なし				
事務・技術					
研究					

非常勤職員	該当者なし				
事務・技術					
研究					

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)



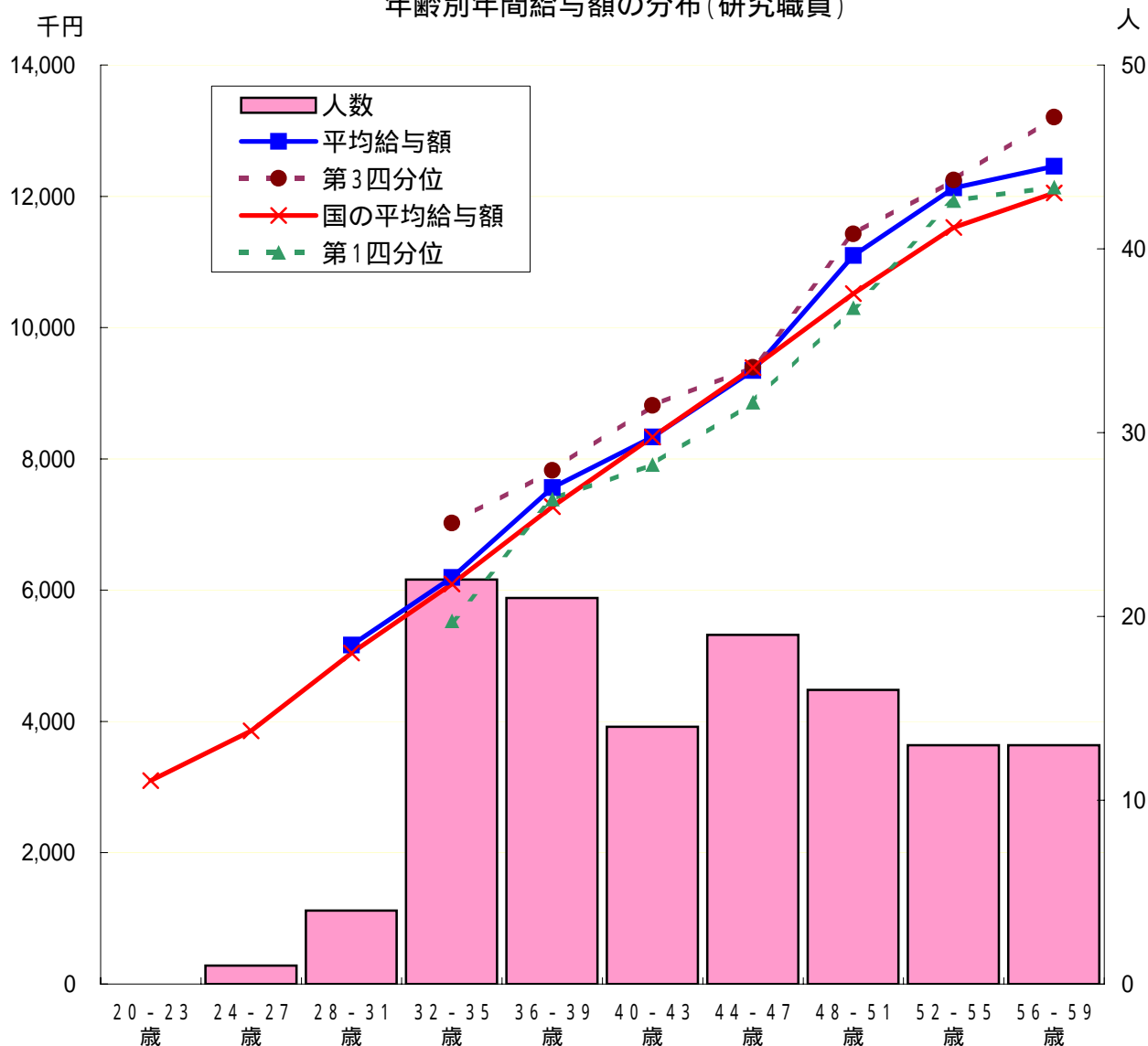
注: 年齢20 - 23歳及び24 - 27歳の該当者はそれぞれ2名のため、また、32 - 35歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
課長	1	55.5	-	-	-	-	-
課長補佐	5	49.3	7,350	7,477	7,856		
係長	15	39.3	5,570	5,873	6,158		
係員	9	27.7	2,923	3,390	3,873		

注: 課長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

年齢別年間給与額の分布(研究職員)



注：年齢24 - 27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
研究部長	13	55.0	12,604	12,857	13,296		
研究課長	38	50.2	9,362	10,625	11,935		
主任研究員	50	41.3	7,538	8,376	8,878		
研究員	22	33.1	5,261	5,513	5,832		

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な 職位		係員			係長・同相当職	
人員 (割合)	30 人	2 人 (6.7%)	2 人 (6.7%)	5 人 (16.7%)	4 人 (13.3%)	10 人 (33.3%)
年齢(最高 ～最低)				32～28 歳	40～37 歳	45～36 歳
所定内給与 年額(最高 ～最低)				3,209～ 2,537 千円	4,079～ 3,900 千円	4,615～ 4,085 千円
年間給与額 (最高～最 低)				4,328～ 3,421 千円	5,623～ 5,361 千円	6,323～ 5,510 千円

6級	7級	8級	9級	10級	11級
係長・同相当職		課長・ 同相当職	部長・同相当職		
課長補佐・同相当職					
4 人 (13.3%)	2 人 (6.7%)	1 人 (3.3%)	0 人	0 人	0 人
47～42 歳	53～53 歳				
5,430～ 4,880 千円	5,807～ 5,685 千円				
7,474～ 6,796 千円	7,910～ 7,856 千円				

注：1級、2級及び7級における該当者が、それぞれ2名のため、また、8級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な 職位		研究補助員	研究員	研究課長・室長 ・主任研究員・同相当職		研究部長 ・同相当職
人員 (割合)	123 人	0 人	22 人 (17.9%)	32 人 (26.0%)	27 人 (22.0%)	42 人 (34.1%)
年齢(最高 ～最低)			41～26 歳	42～34 歳	59～42 歳	59～47 歳
所定内給与 年額(最高 ～最低)			4,616～ 2,853 千円	6,300～ 5,062 千円	7,275～ 6,214 千円	10,146～ 7,527 千円
年間給与額 (最高～最 低)			6,258～ 3,857 千円	8,436～ 6,816 千円	9,824～ 8,351 千円	14,136～ 10,295 千円

賞与(15年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 該当なし	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	(最高～最低)	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 68.9	% 65.7	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 31.1	% 34.3	% 32.7
	(最高～最低)	% (34.0～29.4)	% (40.7～32.4)	% (35.8～31.2)

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.0	% 56.2	% 58.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.0	% 43.8	% 41.3
	(最高～最低)	% (40.0～33.6)	% (49.8～42.7)	% (44.5～38.4)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 69.0	% 65.7	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 31.0	% 34.3	% 32.6
	(最高～最低)	% (38.0～29.4)	% (40.8～31.8)	% (36.3～30.8)

職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員 / 研究職員。ただし、在外勤務職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

91.4

対全法人

85.5

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

102.8

対全法人

100.5

総人件費について

区分	当年度	前年度	比較増減	中期目標期間開始時からの増減
給与、報酬等支給総額(A)	千円 1,815,644	千円 1,824,779	千円 (%) 9,135 (0.5)	千円 (%) 109,783 (5.7)
人件費((A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 1,985,486	千円 1,991,554	千円 (%) 6,068 (0.3)	千円 (%) 105,995 (5.1)
最広義人件費	千円 1,985,486	千円 1,991,554	千円 (%) 6,068 (0.3)	千円 (%) 105,995 (5.1)

報酬・給与の考え方、改定について

1 役員報酬

平成15年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成14年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。 〕

役員報酬水準の改定内容

理事長 { 俸給月額を1.2%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.2月分引き下げ。 }
 理事 { 俸給月額を1.2%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.2月分引き下げ。 }
 監事 { 俸給月額を1.2%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.4月分引き下げ。 }

2 職員給与

人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	普通昇給： 現に受けている号俸を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇級させることができる。 特別昇給： 職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合等には、年度計画人員の15%を超えない範囲で、特別昇給させることができる。ただし、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、同俸給表の適用職員の3%を超えない範囲で、別途実施できる。
賞与：勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、140/100(特定幹部職員にあっては、180/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成15年度における給与制度の主な改正点

- 〔 (1) すべての級のすべての俸給月額について引き下げ(平均改定率 1.1%)。
 (2) 配偶者に係る扶養手当の支給月額の500円引き下げ(月額14,000円 13,500円)。
 (3) 自宅に係る住居手当を新築・購入から5年間(2,500円)に限定(月額1,000円に係るものは廃止)。
 (4) 6箇月定期券等(交通機関等利用者)の価額による一括支給を基本とすることに変更。
 (5) 異動前の調整手当支給地域における在勤期間が6箇月を超えることを要件化するとともに、調整手当における異動保障の支給期間を従来の3年間から2年間とし、2年目の支給割合は、80/100に変更。
 (6) 期末手当の年間支給割合について引き下げ(0.25月分)。

注：(4)及び(5)は、平成16年4月1日より実施。

法人が必要と認める事項

特になし